

番号： 19a00394

国名： バングラデシュ

担当： 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名： 主要幹線軸重計整備プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 評価分析
- (2) 格付： 3号
- (3) 業務の種類： 調査団参团

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月中旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 0.47M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	9日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月21日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月9日（月）までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験          | 45点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 9点  |
| ③語学力              | 18点 |
| ④その他学位、資格等        | 18点 |
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

バングラデシュでは、近年、年率 6%強の経済成長に伴い貨物取扱量及び旅客輸送量が拡大を続けている。当国の主要運輸交通モードには、内陸水運、鉄道、道路があるが、貨物・旅客双方において、道路利用が約 8 割を越え、道路輸送への偏重が進んでいる。

「第 7 次五か年計画」（2016/17～2020/21 年度）においては、効率的・近代的な道路輸送システムが同計画及び当該国の中期目標である「Vision 2021」（2009 年）を達成するために重要な役割を果たすとされており、現道の適切な維持管理が重要課題の一つとして掲げられている。その中では維持管理コストの抑制及び安全な道路利用のために、厳格な過積載対策の必要性が強調されており、その実現のための迅速な制度・体制改革が求められている。

そこで、同国では大型橋梁等の前後や国境・港付近の物流拠点等に秤量所を設置し、過積載車両への対策を進めている。しかし、過積載対策にかかる政策・制度は整備途上であり、また関係機関においても経験・知識が不足しているため、当国の過積載対策は十分な効果を出せてはいない。他方、急速な経済発展に伴う交通量及び物流量の増加に伴い、過積載により道路インフラの損傷が加速化するとともに、車両の横転や荷物の逸脱落下等の重大事故が多発している。

このような状況の下、当該国政府は我が国に対し、「主要幹線軸重計整備プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施を要請した。本詳細計画策定調査は、上記要請に基づき、バングラデシュ側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行うものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

また、本業務従事者は、支援策（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（２０１９年９月中旬～１０月中旬）

- ①既存の文献、報告書（要請書、既往の調査報告書等）をレビューし、要請背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討・整理する。
- ②他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案(英文・和文)、PO(Plan of Operations)案(英文・和文)及び事業事前評価表(案)の担当分野関連部分を作成する。
- ④評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(C/P、その他バングラデシュ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ⑤対処方針会議や官団員等との打合せに参加する。

（２）現地業務期間（２０１９年１０月下旬～１１月上旬）

- ①JICAバングラデシュ事務所との打合せに参加する。
- ②バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③バングラデシュ事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、分析結果を団内で共有する。
- ④プロジェクトの背景・目的・内容を確認する。(要請書や関連資料の内容を踏まえた上で、バングラデシュ側関係機関のニーズを確認)
- ⑤バングラデシュ政府の道路交通政策、特に過積載対策に関する政策につき情報を収集する。
- ⑥バングラデシュ側実施機関・関連機関のプロジェクト実施体制を確認する。
- ⑦調査団及びバングラデシュ側関係機関と協議の上、担当分野に係るPDM案(英文・和文)、PO案(英文・和文)の作成に協力する。
- ⑧バングラデシュ側政府機関と合意した内容について、討議議事録(R/D)(案)(英文)及びミニッツ(M/M)(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑨評価５項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ⑩担当分野に係る現地調査結果を調査団内に共有し、JICAバングラデシュ事務所に報告する。

（３）帰国後整理期間（２０１９年１１月中旬～１２月下旬）

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)作成に協力する。
- ②収集資料の整理・分析(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等)を行う。
- ③PDM案、PO案、R/D案に変更が生じた場合は改定に協力する。
- ④帰国報告会、国内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)(和文)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書（和文 3 部）

担当分野にかかる詳細計画策定報告書（案）（和文）を添付し、2019 年 12 月 9 日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

#### 1) 航空経路

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒日本 を標準とします。

#### 2) 宿泊料

プロポーザルで提案される業務従事者の号数にかかわらず、1 泊 13,500 円で計上してください。

## 10. 特記事項

### (1) 安全対策措置の遵守

バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、本業務従事者の渡航計画及びこれらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

（渡航前）

- ① JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- ② JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録を行うこと。
- ④ JICA バングラデシュ事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により監督職員提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。
- ⑥ 渡航 2 週間前を目途に「渡航連絡票」を監督職員に提出すること。

（渡航後）

- ⑦ バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。

- ⑧ バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表を同事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ⑨ ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配はJICAバングラデシュ事務所に事前に相談した上で、同事務所を通じて手配を行うこと。
- ⑩ 現地業務中は、JICAバングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、同事務所から貸与する。

## (2) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

現地業務期間は、2019年10月20日～11月2日を予定していますが、バングラデシュの安全管理上の措置や国内準備の状況、調査団員のスケジュール等に応じて多少前後する可能性があります。JICA調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始する予定です。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)
- エ) 過積載対策技術 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- オ) 道路交通政策 (外部有識者)

### ③便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎   あり
- イ) 宿舎手配   あり
- ウ) 車両借上げ 全行程に対する移動車両の提供  
(ただし、JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上   なし
- オ) 現地日程のアレンジ JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  なし

## (2) 参考資料

### ①公開資料

- ・ 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 適応策 Adaptation)

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)

### ②本プロジェクトの要請書

当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム  
(TEL:03-5226-8145) にて貸与します。

- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (4) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上